

少年鑑別所法案（仮称）の概要

平成24年2月現在
法務省矯正局

第1 法案の構成等

現行少年院法から少年鑑別所に係る部分を独立して規定する。

1 全体（編、章及び節）の構成

- 第1編 総則
- 第2編 在所者の観護処遇
 - 第1章 通則
 - 第2章 入所
 - 第3章 観護処遇の態様等
 - 第4章 健全な育成のための支援
 - 第5章 保健衛生及び医療
 - 第6章 物品の貸与等及び自弁
 - 第7章 金品の取扱い
 - 第8章 書籍等の閲覧等
 - 第9章 宗教上の行為等
 - 第10章 規律及び秩序の維持
 - 第11章 外部交通
 - 第1節 面会
 - 第2節 信書の発受
 - 第3節 電話等による通信
 - 第4節 雑則
 - 第12章 救済の申出等
 - 第1節 救済の申出
 - 第2節 苦情の申出
 - 第3節 雑則
 - 第13章 仮収容
 - 第14章 退所
 - 第15章 死亡
- 第3編 鑑別対象者の鑑別
- 第4編 非行及び犯罪の防止に関する援助
- 第5編 罰則

2 目的規定

(目的)

第1条 この法律は、少年法（昭和23年法律第168号）第17条第1項第2号の観護の措置が執られて少年鑑別所に収容されている者その他の在所者に対し、その人権を尊重しつつ、その者の状況に応じた適切な観護処遇を行い、鑑別対象者の鑑別の適切な実施を図り、並びに少年鑑別所がその専門的知識及び技術を活用して行う非行及び犯罪の防止に関する援助に関し必要な事項を定めるとともに、少年鑑別所の適正な管理運営を確保することを目的とする。

第2 再非行防止に向けた少年鑑別所の機能の強化

1 在所者

在所者の種類を次のとおりとする。

【被観護在所者】

少年法第17条第1項第2号の観護の措置（勾留に代わる観護の措置を含む。）が執られて少年鑑別所に収容されている者等

【未決在所者】

刑事訴訟法の規定により少年鑑別所に勾留（みなし勾留を含む。）されている者等

【在院中在所者】

再鑑別のため又は仮収容により少年鑑別所に収容されている在院者

【各種在所者】

上記の者以外の在所者

2 少年の健全育成に配慮した観護処遇の実施

在所者の健全な育成を図るため、その自主性を尊重しつつ、生活態度に関し必要な助言及び指導を行うとともに、情操を豊かにし健全な社会生活を営むために必要な知識及び能力を向上させることができるよう、学習、文化活動等の機会を与えるものとする。

3 適切な鑑別の実施の確保

鑑別の意義が「医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識及び技術に基づき、鑑別対象者について、その非行又は犯罪に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、その者に対する保護処分等の選択又は執行に資する適切な指針を示す」もので

あることを明らかにするとともに、鑑別のための調査の内容、方法等を定めるものとする。

4 地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助

少年鑑別所が有する専門的知識及び技術を活用し、地域社会における非行及び犯罪の防止に寄与するため、少年、保護者その他の者からの相談に応じて、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、非行及び犯罪の防止に関する機関又は団体の求めに応じ、技術的助言その他の必要な援助を行うことを少年鑑別所の業務として新たに規定する。

5 在院者を収容する制度の創設

※ 少年院法案（仮称）の概要第2の3（3ページ）に同じ。

第3 在所者の権利義務関係等の明確化

1 在所者の権利義務・職員の権限の明確化

在所者の法的地位に応じて保障される権利の範囲や制限要件等が異なる。

(1) 物品の給貸与及び自弁

少年鑑別所における日常生活に必要な物品については給貸与するものとし（官給原則）、一定の範囲内で自弁物品の使用を許すものとする。

(2) 書籍等の閲覧

基本的には、書籍等の閲覧を権利として保障する（在院中在所者については、在院者と同じ。）。

(3) 外部交通

被観護在所者の面会について、①保護者又は親族（虐待等をした者を除く。）、②重大利害関係者との面会は基本的に許すものとするほか、被観護在所者と良好な関係にある者についても、少年鑑別所の長の裁量により面会を許すことができるものとする。また、未決在所者の面会についても、犯罪性のある者等その者の健全な育成を著しく妨げるおそれがある者については制限することができるものとする。

信書の発受については、基本的に許すものとする。

(4) 保健衛生及び医療

(5) 規律秩序の維持のための措置等

遵守事項、身体検査、手錠の使用、保護室への収容等について所要の規定を整備する。

2 不服申立制度の整備

自己が受けた処遇全般について、①法務大臣に対する救済の申出制度、及び②監査官又は少年鑑別所の長に対する苦情の申出制度を創設する。

○ 救済の申出制度

【申出先】

法務大臣

【申出の対象】

自己に対する少年鑑別所の長の措置その他自己が受けた処遇全般

【申出期間】

原則として在所中、ただし、出所後も取消しの利益のある措置、職員による有形力の行使等については出所後30日以内の申出も可能

【処理】

誠実に処理し、処理結果を申出人に通知するほか、必要に応じ、措置の取消し、再発防止のための必要な措置等を講ずる

【相談員制度】

在所者からの求めに応じ、特定の職員が相談に応じる

○ 苦情の申出制度

【申出先】

監査官又は少年鑑別所の長

【申出の対象】

自己に対する少年鑑別所の長の措置その他自己が受けた処遇全般

【処理】

誠実に処理し、処理結果を申出人に通知

第4 社会に開かれた施設運営の推進

1 少年鑑別所視察委員会の設置

少年鑑別所の運営の透明性確保等を図るため、各少年鑑別所に少年鑑別所視察委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

【委員会の目的】

施設運営の透明性確保及び改善向上、施設と地域社会の連携の一層の充実を図る

【委員】

7人以内とし、人格が高潔であって、少年の健全な育成に関する識見を有し、かつ、少年鑑別所の運営の改善向上に熱意を有する者のうちから法務大臣が任命する

【委員会の活動】

施設の視察，少年との面接，少年から提出された書面の確認，少年鑑別所の長から提供される情報等により，施設の運営の状況を的確に把握した上で，施設の運営に関し意見を述べる

【施設の協力義務】

少年鑑別所の長は，定期的に又は必要に応じて，施設の運営の状況について情報を提供するほか，委員による視察及び少年との面接について必要な協力を行わなければならない

【委員会の意見等の公表】

法務大臣は，毎年，委員会が述べた意見及びこれを受けて少年鑑別所の長が講じた措置の内容を取りまとめ，その概要を公表する

2 関係機関等との連携

家庭裁判所，地方更生保護委員会，保護観察所，児童相談所，児童福祉施設等に対し所掌事務を適切に実施するために協力を求める旨を規定し，関係機関等との更なる連携を図ることとする。